附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則第一条、第一条の二及び第六条の規定は、この規則の施行の日以後に行われた国外犯罪行為による死亡又は障害について適用し、同日前に終わった国外犯罪行為による死亡又は障害については、なお従前の例による。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（表面）

様式第３号（第10条関係）

第　　号
年　月　日

住　所

氏　名　　殿

公安委員会　　印

国外犯罪被害弔慰金等支給裁定通知書

年　月　日付けで支給裁定の申請がありました国外犯罪被害弔慰金等については、下記の理由により、
こととしましたので通知します。

支給を受けることができる国外犯罪被害弔慰金等の種類及び額	国外犯罪被害弔慰金　・　国外犯罪被害障害見舞金
	国外犯罪被害弔慰金等の額　　円
理　由	

◎裏面の注意をよく読んでください。

（日本工業規格Ａ列４番）

（裏面）

注意

1　この裁定に不服があるときは、裁定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国家公安委員会に対して審査請求をすることができます（ただし、裁定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、裁定があった日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2　裁定の取消しの訴え（取消訴訟）は、当該裁定についての審査請求に対する国家公安委員会の裁決を経た後でなければできません。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで裁定の取消しの訴えを提起することができます。

(1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

(2)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3　裁定の取消しの訴えは、当該裁定についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から６か月以内に、　　を被告として（訴訟において代表する者は　　公安委員会となります。）提起しなければなりません。

（表面）

様式第３号（第10条関係）

第　　号
年　月　日

住　所

氏　名　　殿

公安委員会　　印

国外犯罪被害弔慰金等支給裁定通知書

年　月　日付けで支給裁定の申請がありました国外犯罪被害弔慰金等については、下記の理由により、
こととしましたので通知します。

支給を受けることができる国外犯罪被害弔慰金等の種類及び額	国外犯罪被害弔慰金　・　国外犯罪被害障害見舞金
	国外犯罪被害弔慰金等の額　　円
理　由	

◎裏面の注意をよく読んでください。

（日本工業規格Ａ列４番）

（裏面）

注意

1　この裁定に不服があるときは、裁定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国家公安委員会に対して審査請求をすることができます（ただし、裁定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、裁定があった日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2　裁定の取消しの訴え（取消訴訟）は、当該裁定についての審査請求に対する国家公安委員会の裁決を経た後でなければできません。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで裁定の取消しの訴えを提起することができます。

(1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

(2)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3　裁定の取消しの訴えは、当該裁定についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から６か月以内に、　　を被告として（訴訟において代表する者は　　公安委員会となります。）提起しなければなりません。